

平成29年度第9回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成30年2月20日（火）
都庁第二本庁舎31階特別会議室21

(午前10時00分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、ほぼ定刻になりまして、皆様おそろいいただきましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成29年度第9回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてでございますけれども、評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定に基づき公開とさせていただきます。

本日、傍聴の方はいらっしゃらない予定です。

本日、会議次第でございますとおり、日本武道館についての項目別審議及び総括審議、その他となっております。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。

○柳会長 皆さん、おはようございます。

それでは、議事に従って進めてまいります。

本日は「日本武道館について」の項目別審議の続きを行います。審議は中項目ごとに行います。

初めに、中項目「生態系」の小項目「緑」についての審議を行います。こちらは興水委員に検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 お手元の資料2-1をご覧くださいませ。

読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：生態系（緑）

担当：興水委員

意見

【緑】

1 ヒマラヤスギの大樹等の保存や、移植に適した中低木の公園内への移植を計画していることから、その実施状況について、フォローアップ調査で報告すること。

[アメニティー・文化（自然との触れ合い活動の場）と共通]

【緑】

2 新規植栽について、北の丸公園との景観の連続性を損なわないような緑化計画に努めるとともに、緑化の実績をフォローアップ調査で報告すること。

意見は、以上、2点になります。

1番目の意見についてでございますけれども、お手元の日本武道館の評価書案の22ページをご覧くださいませか。

22ページ「図7.2-7 緑化計画図」が載っております。上の「現況」と書かれた図で、赤い丸につきましては残置する樹木、黄色は移植する樹木、青が撤去する樹木となります。

これらのことが19ページに文章で記載をされておまして、一番下の「(7) 緑化計画」の3行目「事業の実施に当たっては、既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている」とございます。

これらの記述に関しましては、69ページ「緑」の「9.2.3 ミティゲーション」(1)の2つ目のポチのところにも記載がございます。

「自然との触れ合い活動の場」と共通の意見となりますので、83ページの「自然との触れ合い活動の場」の「9.3.3 ミティゲーション」というところですが、(1)の2番目のポチで、ミティゲーションとしてこれらのことが記載をされているところです。

以上のように、ヒマラヤスギの大樹等については保存をすることですとか、移植に適した中低木は公園内に移植する計画とされておりますので、これらの実施状況についてはフォローアップ調査で報告をしてくださいというのが1番目の意見になります。

2番目の意見でございますけれども、22ページ「図7.2-7 緑化計画図」にお戻りいただきたいのですが、「計画」と書かれた下の図面の、計画地内の赤い点線の枠内で緑色に塗られたところが新規植栽部分となります。

新規に植栽する樹種につきましては、69ページに記載がございまして「9.2.3 ミティゲーション」の「(1) 予測に反映した措置」の3番目のポチになりますけれども、「植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮して日本在来の樹種を選定する計画としている」とございます。

新規に植栽する樹木の樹種について書かれているのですが、意見につきましては周辺が北の丸公園という非常に緑豊かな環境の場所になりますので、公園部分の景観との連続性を損なわない形で緑化に努めていただきたいということ、また、緑化の実績をフォローアップ調査で御報告いただきたいということが2番目の意見としてございます。

事務局からは以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

興水委員、ただいまの説明につきまして、補足がありましたらお願いいたします。

○興水委員 意見につきましては、ただいま事務局から御説明があったとおりで特に補うところはないのですが、この意見を申し上げました背景について少しかし申し上げたいと思います。

御承知のように、北の丸公園は歴史的に見ても大変特殊な経緯を持った公園であることを考える必要があるだろうということが、この意見の背景でございます。

皇居外苑の北の丸地区を国民に開放して、いわゆる国民公園として開園しようということになったわけでありまして、土地は国有地なわけですが、どのような公園にしたらいのかということに関しては、たまたまそのときの経緯が、昭和天皇の還暦というタイミングもあって、植物がお好きな陛下だったこともあって、樹木園、森林公園あるいは植物公園的な感じにしてはどうかと、そういう御意向が働いたということを知っております。

従いまして、樹木を大変多く植えてあると同時に、先ほどの説明にありました22ページの絵で申しますと、これは西側になるのでしょうか。この絵のちょっと左下に外れておりますけれども、こちらのエリアは下草も多くて植物が大変豊かな公園として知られているところでございます。

そういう意味で、本件は中道場棟の新設ということになっておりますけれども、実質、武道館エリアへの建物の増築になるわけでありまして、樹木が伐採されるわけです。それはそれとしてやむを得ないことではありますけれども、この公園の特殊性を考えますと、増築後の考え方としては、千代田区の緑化推進要綱等、その他の約束事を守って、管理者である千代田区と協議してということになっておりますけれども、緑の量のみならず、この公園の元々の性格を損なわないように、質の充実も図ることをきちんとフォローしなければいけないということで、フォローアップ報告書の中でその実績をちゃんとたどることを求めるもの、そういう意見でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「緑」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「アメニティ・文化」の小項目「自然との触れ合い活動の場、史跡・文化財」についての審議を行います。こちらは興水委員、寺島委員に検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 資料2-2をご覧くださいませるか。

読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場、史跡・文化財）

担当：興水委員、寺島委員

意見

【自然との触れ合い活動の場】

1 ヒマラヤスギの大樹等の保存や、移植に適した中低木の公園内への移植を計画していることから、その実施状況について、フォローアップ調査で報告すること。

〔生態系（緑）と共通〕

【史跡・文化財】

2 計画地内において埋蔵文化財の発掘調査を実施しているが、当該埋蔵文化財包蔵地は江戸城跡として注目される場所であることから、調査結果の報告を適切に行うこと。

意見としましては、以上、2点になります。

なお、1番目の意見につきましては、先ほどの「生態系（緑）」と共通の意見になりますので説明は省略させていただきます。

2番目の「史跡・文化財」の意見につきましては、評価書案の86ページをご覧くださいませるか。

「1) 文化財等の状況」ということで、調査結果が載っております。

表9.4-2は計画地周辺の指定文化財等ということで載っておりますけれども、87ページをご覧くださいとお分かりかと思いますが、赤い点線で囲まれた今回の計画地の中には指定文化財等はありません。

89ページでは、計画地及びその周辺の一部が埋蔵文化財包蔵地であることが示されております。

88ページの「2）」の「イ」の1行目に記載がございますが、今回の計画地内において、埋蔵文化財の試掘調査を実施してございまして、その結果、2カ所で遺構が検出されております。

検出された遺構につきましては、清水徳川家に関係する建物と考えられる礎石建物及び近

衛師団歩兵舎の煉瓦組建物基礎ということになってございます。

92ページ「9.4.2 予測」の「(5) 予測結果」の「3)」の1段落目です。

今回の計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地につきましては、中道場棟を増築する際に改変をされるおそれがあるということで、先ほど御紹介させていただきました試掘調査を行ったところ2カ所で遺構が検出されましたので、3行目にございますけれども、文化財保護法に基づいて、埋蔵文化財発掘調査、本調査として文化財発掘調査を実施して、この際、検出された遺構ですとか、出土した遺物につきましては、記録及び保存を行っているということとしております。

先ほど御紹介させていただいたとおり、今回は計画地全て埋蔵文化財包蔵地ということになりますので、その後続く「なお」から始まる一文につきましては、大変申し訳ありませんが誤記ということで、評価書で削除させていただく予定です。

その次の一文になりますけれども、「工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合には、都教育委員会、区教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切に対処する計画としている」ということになっております。

以上のとおり、既に都や区の教育委員会ともお話をしながら本調査を実施しているのですが、基本的には今後も継続して手続を進めていただければというところでございます。

ただし、今回の埋蔵文化財包蔵地につきましては、江戸城跡ということで一般的にも注目度の高い場所でありまして、発掘調査の結果も注目される事柄になりますので、調査結果の報告につきましては適切に行っていただきたい、ということ意見をさせていただいております。

事務局からは以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

「自然との触れ合い活動の場」につきまして、興水委員、何か補足がありましたらお願いいたします。

○興水委員 意見としては事務局が御説明されたとおりで特に補うところはありませんけれども、評価書の74ページをご覧くださいと思いますが、通常のオリンピック・パラリンピックアセスの施設あるいは場外アセスでもそうですが、自然との触れ合い活動の場に関しては、開発案件、計画案件のその周辺の緑地とか、公園とかに対して影響があるかどうかということをお問われることが多くて、どちらかというと、周辺へのインパクトアセスというケースが多いのですが、本件の場合には、この施設が大きな緑地の中につくられるとい

うこともあるものですから、むしろ周辺というよりは、この緑地の中でどういうことになるのかを考えるほうが重要ではないかということになって、大緑地の中で、これがつくられたときにどういうことになるかということを考えますと、生態系と同じように、この公園の雰囲気や環境を壊さないように緑化の充実を図ることで言い尽くされているのではないかということで、生態系と同じ意見を付したということでございます。

以上です。

○柳会長 「史跡・文化財」につきまして、寺島委員、何か補足があればお願いいたします。

○寺島委員 十分に説明していただいたので特に補足することはないのですが、江戸城の中ということで都民の関心は高いと思いますので、十分に内容を、発掘の成果を丁寧に公表していただけたらと思います。

注目されている場所であるから特に重要な史跡が必ず出るわけではないのですが、都民の期待に応えるという意味で、なるべく早く丁寧な報告を出していただけたらというように考えております。

以上です。

○柳会長 ほかに、御意見、御質問はございますか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 アセスとしてはこれで何ら異論はないのですが、実施時に向けてちょっと気づいたことを発言させていただきます。

私は、12月は欠席をして現地視察に行けなかったのですが、先日全く別件で科学技術館に行くことがあって、そのときにこの工事区域をちょっと見てまいりました。

植物というよりは、自然との触れ合い活動の場という意味なのですが、ちょうどその日は日曜日で、武道館で大きなイベントが昼からある日で午前中から準備をしていたのですが、かなり歩道の空間を塞いでしまうのです。

新しい中道場棟ができるところの歩行者通路は付け替えることになっていますが、その辺の通路は大きなイベントがあると完全に塞がれてしまって通れない。これは触れ合い活動の場としては少し問題があって、イベントがあれば塞いでもいいという運用にどうも今のところはなっているみたいなのですが、オリンピックのときにそこがどうなるのかというのは少し気になるところです。

今の段階では直接の関係はありませんけれども、今後の実施に向けた検討の中では少し配慮が必要かなと感じましたので、念のため発言しておきます。

○柳会長 事務局、何かありますか。

○白井施設調整担当課長 大会時における会場周辺の活用の仕方になるかと思えますけれども、実際に大会時には関係者の入るエリアであるとか、観客の皆さんが入るエリアであるとか、ある程度場所を区切らざるを得ないところがございますけれども、北の丸公園という立地も生かして大会の雰囲気をつくっていければというところはあると思えます。そういった形で今後も計画を詰めさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「自然との触れ合い活動の場、史跡・文化財」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「安全・衛生・安心」の小項目「安全、消防・防災」についての審議を行います。こちらは水村委員と池上委員に検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 資料2-3をご覧くださいませるか。

読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：安全・衛生・安心（安全、消防・防災）

担当：水村委員、池上委員

意見

【安全】

1 本館についてバリアフリー化の改修を行うとしていることから、バリアフリー化が行われる箇所について図示するなど、事業の効果を分かりやすく説明すること。

【消防・防災】

2 緊急時には、自動火災報知設備と非常放送設備との連携によるスムーズな避難誘導を行う計画としていることから、避難誘導に当たっては、観客の多様性に配慮した情報の伝達に努めること。

以上、2点になります。

1点目の意見についてでございますけれども、評価書案の15ページをご覧くださいませるか。15ページ「7.2.4 事業の基本計画」ということで記載がございます。

「(1) 配置計画」の2段落目で本館の計画について記載をしております。「また、本館に

については、防火、避難の安全性の向上を目的とした改修として、大屋根の改修、天井の耐震化、バリアフリー化等を行う計画としている」とございまして、今回、武道館本館のバリアフリー化も主要な計画の一つとなっているところでございます。

バリアフリー化の具体的な内容の記載につきましては、188ページをご覧くださいませ。

188ページ「表9.10-18 (1) バリアフリー対応計画 (本館)」という表の中で、バリアフリーへの対応を行う項目として3つ挙げられておりまして、「1階客席更新」「トイレ改修」「外構改修」ということで記載されております。

「1階客席更新」についてでございますけれども、車椅子席に変更できるように、客席の一部を取り外し可能とするということですか、真ん中のあたり、エレベーターを車椅子、視覚障害者対応エレベーターに改修という対応を行う旨の記載をいただいているところです。

その下の「トイレ改修」「外構改修」の欄につきましてもご覧いただきますと、トイレのところでは車椅子トイレの増設ですか、外構につきましては視覚障害者誘導ブロックを受付まで付設するということですか、下から2つ目のところで車椅子の方とか、歩行困難な方が歩きやすいように石畳の一部をフラット化する改修をするですか、出入口に隣接して車椅子用の駐車場を配置するといったバリアフリー化の計画が記載をされております。

これらにつきましては、こうした文言で説明を記載していただいているのですけれども、バリアフリー化が行われる箇所を図示などしていただくと、より事業の内容が分かりやすくなるのかなと思いますので、こうした観点から記載を追加いただきたいというのが1点目の意見でございます。

2点目「消防・防災」に関する意見につきましては、評価書案204ページをお開きいただけますか。

204ページ「9.11.2 予測」の「(1) 予測事項」のところに、「1) 耐震性の程度」「2) 防火性の程度」とございませ。

1点目の耐震性についてでございますけれども、205ページの表9.11-8にございませように、本館がⅢ類、中道場棟はⅡ類ということで、それぞれ人命の確保は図られるものと整理をされております。

2点目の防火性に関する記載でございますけれども、207ページの上から3段落目に緊急時の避難経路についての記述がございませ。「緊急時の避難経路は、図9.11-4に示す経路を予定し」ということで、この図が208ページに載っております。

208ページの図では、各階の避難経路が図示をされていませ。

207ページにお戻りいただいて、4段落目「さらに」というところになりますけれども、「火災時には自動火災報知設備と非常放送設備との連携により、スムーズな避難誘導を行う計画としている」と記載があります。

スムーズな避難誘導ということに関しましては、例えば観客の中には外国の方などもいらっしゃるであろうことを考えますと、日本語のみの放送では必ずしも情報伝達の手段としては十分でないようなこともございますので、「避難誘導に当たっては、観客の多様性に配慮した情報の伝達に努めること」ということで意見をつけてございます。

意見についての説明は以上になります。

○柳会長 「安全」につきまして、水村委員、何か補足がありましたらお願いいたします。

○水村委員 御説明いただいたとおりとなります。

日本武道館に関しましては、昭和39年築ということで、当時、バリアフリーという概念がなかったこと、あるいは見学に行かれた皆様御存じだと思いますけれども、非常に多層的な構造を有することから、188ページに記載されているとおりのバリアフリー化改修を予定しております。

こうした改修が行われることは非常に好ましいことなのですが、見学に行かれた方もお気づきかと思いますが、オリエンテーションの把握が少し難しい構造であるということ。八角形ですので、方位でオリエンテーションを認識させるような工夫がされているのですが、初めて訪れた人間に関してはなかなか難しいということで、工事期間中からバリアフリー化が行われる箇所に関して図示をしていくことによって、今後の移動の円滑化というか、経路をきちんと把握できるような工夫も実施していくことが必要だと思われま

す。もう一点ほど、次の「公共交通のアクセシビリティ」ともかかわることなのですが、例えば16ページをご覧くださいと計画地を記載しておりますが、実は計画地の外の田安門とか、九段坂公園のあたりからのバリアフリー化やアクセシビリティをどこが担うのかといったあたりが不確定な部分もあると事務局から伺っておりまして、大会前、工事期間中は大丈夫だと思うのですが、大会が開催され、特にパラリンピックの期間中は、当事者がアスリートあるいは観客としてここに訪れる場面が多々あるということで、そうしたことも今後考えていかなければいけないのではないかとということで、懸案事項として提案させていただきます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

「消防・防災」につきまして、池上委員、何か補足があればお願いいたします。

○池上委員 消防法なりに則って非常によく整理されてはいる。それから、皆様よく御存じのように立地条件が、液状化、建物の倒壊の危険度とか、火災の危険度が非常に低いところという意味では安心できる部分かなというのはあるのですが、一番大事なのは先ほど片谷委員がおっしゃっていたように、イベントが開かれるときにはものすごく人が多い。我々が見学に行ったときも、たしか上の廊下にいっぱい、それは平常時で、ちゃんと整列をして順番を待っているという状況だったのです。これで何か事が起こって、人が右往左往ししたらとても怖いなというのが一つあります。

例えば客席にいて、火災が起こって避難誘導をするということに関しては、東京都の火災予防審議会の人命安全部会が何回か訓練をしているのです。そこに委ねて適切な避難誘導をしていただく。

水村委員がおっしゃったように、ピクトグラム、絵標識がまだまだ日本は遅れております。最新の情報で、消火器が設置してあるところに、多言語と言いたいところですがけれども、今のところは英語だけなのです。それを推奨するという段階ですので、ぜひオリンピック・パラリンピックを目標に、避難経路も含めて、多言語でそういった図表ができるととてもいいなと思っています。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問はございますか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 防災のところ、今、池上委員がおっしゃったことは私も全く異論がないのですけれども、耐震性のところの記載を見ますと、構造体の耐震性のことしかほとんど触れていなくて、例えば東日本大震災のときに、堀のすぐ反対にある九段会館は、建物は壊れていないですけれども、天井が落ちて人が亡くなったりしているわけで、内部、屋内の破損とか、あるいは屋外でも、東北でもビルから看板とかが落下したような例もありますし、構造体はもったとしても、内外で何か脱落するようなことがないのかというチェックは必要だと思うのです。これは50年経っている建物なので劣化というのも、当然、点検はされているとは思いますが、そういう点の確認も必要だと思います。

これは別に意見に入れていただかなくていいのですが、オリパラ準備局としては、ぜひそういう点にも配慮していただきたいということを補足意見として申し上げておきたいと思

ます。

○柳会長 池上委員、どうぞ。

○池上委員 確かに、九段会館は天井が落下して何人かの人たちが亡くなっています。何か事が起こらないと、日本と言っているのか、なかなか改善されない。

それこそ耐震が大変高い建物ですよという、天井も全て含めていいのかなと思ひ込みがちなのですが、実は天井に関しては規制が緩かったということが落下して分かったのです。それ以後は建築基準法で非常に厳しくはなっていると聞いているので、それを信じるよりしようがないのですが、今、意見としておっしゃらないと言われましたが、大事な部分だと思います。公共の建物ですし、ぜひ入れられたら1行足していただければと思います。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 今いただいた御意見に対して、205ページをご覧くださいますと、表9.11-9で非構造材につきまして、天井等、構造材でないところに対しても耐震安全性を考慮してございまして、また、表9.11-10にございまして、天井の耐震化であるとか、そういったところを踏まえて対応を進めているところでございまして、こちらもご覧いただければというところではございます。

以上でございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 避難誘導のことでちょっと思ったことがあります。

私も国際会議などの会場で突然非常ベルが鳴って、アナウンスがあって避難しなさいと。ただ、フランス語だったので何を言っているのか分からなかったり、ホテルでも非常ベルが鳴って避難誘導のアナウンスがあったりするのですけれども、我々健常者は聞くことができるから、何かが起きて非常ベルも分かるのですけれども、聴覚障害者はきっとそれ自体も分からないだろうと思う。大きな会場で人が動けば分かるだろうとは思いますが、人がいないところだと何が起きているか分からないということがあるので、非常に難しいかもしれないですけれども、聴覚障害者にも配慮していただきたいという意見を一つ出しておきたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 先ほど発言したことに関して、今、オリパラ準備局から御回答いただいた205

ページの表9.11-10、これは改修工事で確かにそういう記載がありますので、天井は少なくとも補強をしていただけるということで、その点は結構かと思います。

あとは、先ほど申し上げた中で言うと、外に取りつけられているものが、あの建物の場合にはそんなにないのですけれども、看板みたいなものは外にほとんどないと思うのですが、見落とされがちなのが結構ありますので、人が歩く通路の上に取りつけられているものが十分落下の危険を回避できているのかということも確認はしていただきたいと思いますので、表9.11-9の赤枠の中だけを見ると、ちょっとまだ不安かなという気がいたします。そういう点検をしっかりやっていただくというのをぜひお願いしておきたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの意見を答申案文に記載することになると、前後の消防・防災の書きぶりからはちょっと外れてしまうので追加しにくい状態にあると思います。

○片谷委員 事務局に、そのように認識をしていただければ結構です。

○柳会長 事務局からオリパラ準備局に対しては、十分その指導をお願いするということがよろしいでしょうか。

もちろん205ページに、いろいろと耐震化についての注意事項、こういうことはやりますと書いてあるのですけれども、それ以外の書かれていない部分についても、委員の指摘のようなことは配意していただくようお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「安全、消防・防災」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「交通」の小項目「公共交通へのアクセシビリティ、交通安全」についての審議を行います。こちらは同じく水村委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 資料2-4をご覧くださいと思います。

読み上げさせていただきます。

審議資料

項目：交通（公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）

担当：水村委員

意見

【公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通】

公園内における工事用車両の走行に当たっては、来園者の通行ルートと重なることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、車両の待機等をする事が無いよう、事業の進捗状況に合わせた適切な環境保全措置を実施すること。

意見としましては、以上、1点になります。

評価書案の213ページをご覧くださいませか。鉄道の駅から計画地までのアクセス経路、歩行者動線が記載をされています。

こちらの図にございますとおり、九段下駅から都道302号新宿両国線、いわゆる靖国通りを経て、田安門を通過して、北の丸公園の園路を通過して計画地まで来るといった形になるかと思えます。

一方、工事用車両の走行ルートにつきましては、評価書案の225ページをご覧くださいませか。

225ページ、図9.13-2で工事用車両のルートが記載をされています。

工事用車両は先ほどの九段下駅とは反対側から、首都高速都心環状線ですとか、特別区道千第229号等々で計画地に入ってくる形になります。

218ページに戻っていただいて、「公共交通へのアクセシビリティ」の「9.12.3 ミティゲーション」の部分をご覧くださいませか。

(1) としまして、ミティゲーションが書かれていますけれども、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としているとございます。

「9.12.4 評価」の「(2) 評価の結果」の部分ですけれども、4段落目「鉄道駅及びバス停から計画地までのアクセス経路は、工事用車両の走行ルートとは重ならない。また、工事用車両は、計画地が位置する北の丸公園の園路を占有することはない」と書かれていますけれども、次に記載が続いていますとおり、公園の車道を走行することが想定されるということで、公園の中において、来園された方が通行するルートと工事用車両の走行ルートが重複をしてくる区間もありますので、その場合は「道路保安用品による歩車分離等も含めた交通安全対策の実施や交通整理員の適切な配置を行う計画としている」と記載されています。

「交通安全」のところになるのですけれども、227ページをお開きいただけますか。

227ページ「9.13.3 ミティゲーション」の部分ですが、「(1) 予測に反映した措置」の2つ目のポチは先ほどのアクセシビリティと同様のミティゲーションが記載されています。

3つ目のポチになりますけれども、工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する計

画ですとか、4つ目のポチのところでは、北の丸公園内の一般来園者の通行ルートと工事用車両の走行ルートが重複する区間においてはということで、先ほどのアクセシビリティのところでも記載のございました、ルートが重複する区間での対策について記載をいただいているところです。

このように来園者の安全の確保等に関する対策については触れていただいているところなのですけれども、今回、一般の方が来園される公園の中に工事用車両が入ってくるということで、来園者の方の通行ルートと工事用車両の走行ルートが重なるという区間がある点を考慮いたしまして、「安全走行の徹底を図ることはもとより、車両の待機等をするところがないよう、事業の進捗状況に合わせた適切な環境保全措置を実施すること」という意見としてございます。

事務局からは以上です。

○柳会長 ただいまの説明につきまして、水村委員、何か補足がありましたらお願いいたします。

○水村委員 御説明いただいたとおりなのですが、225ページの図にもありますように、車両の走行ルートが武道館というよりは科学技術館あるいは国立近代美術館工芸館あるいは公園の来園者とのルートと重複する部分がありますので、御説明いただいたとおりの意見とさせていただきます。

もう一点ほど、この公共交通へのアクセシビリティに関して、事務局との打ち合わせのときに述べさせていただいた点がありまして、先ほども若干触れさせていただいたのですが、このアクセシビリティという言葉の概念をどのように捉えるかということにかかわってくると思います。

基本的には、日本語に訳しますと移動の円滑化ということになると思いますが、移動の円滑化には2つの意味が込められておりまして、不特定多数の人々が来園したときに、いかに円滑に人の移動を促すかということと、もう一つは移動に障害を持つ方の移動の円滑化をいかにスムーズに確保するかという意味があると思います。

ただし、こちらの交通の中でのアクセシビリティに関しては、不特定多数者に対する配慮ということで、移動障害者に関しては175ページに記載されているのですが、安全のほうに公共交通機関へのアクセシビリティということで、バリアフリー化が位置づけられています。

こちらに関しては、大会前の時点であればまだいいと思うのですが、大会期間中に

円滑な移動を確保していくときに、別立てで捉えておりますとどこかで支障が生じることが想定されますので、今後その位置付けをよく考えていく必要があるのではないかと考えております。

昨日、国のバリアフリー法が改正されまして、さらなる移動円滑化という方向性が打ち出されております。その背景となるのが、事業者が異なる結節点において移動が確保されないということが、これまでいろいろな場面で生じてきておりますので、そうした一連の流れとして人の移動をどう捉えていくかということの中で、アクセシビリティの位置づけを今後より検討していただく必要があるのではないかとということ意見を述べさせていただきます。

以上です。

○柳会長 ほかに、御意見、御質問はございますか。

秋田委員、どうぞ。

○秋田委員 少しだけ確認なのですが、20ページに新設されるものについての図面があるのですが、この中で中道場棟とあわせて駐車場が新設されていて、既設の駐車場よりも同等か少し多いぐらいの台数が収容できると思うのですが、この駐車場への車のアクセスがどうなっているかというのが図面から読み取れなかったもので、こちらへのアクセスについて教えていただきたいと思っております。

○オリパラ準備局 20ページの図面の中の詳細な車両の動線につきましては確認させていただきたいと思うのですが、大きな動線といたしましては、工事用車両と同じように南側からアクセスするということです。

○秋田委員 これもやはり歩車分離とかすごく難しいことになると思っておりますので、明らかに新設になっていきますし、少し留意いただけたらと思えました。

以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「公共交通へのアクセシビリティ、交通安全」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

以上で、本案件の項目別審議は全て終了ですが、引き続き総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 資料3をご覧くださいませるか。

こちらは、前回2月16日の評価委員会において御審議いただいた内容も踏まえまして取りま

とめたものになります。

なお、本日御審議いただいた項目につきましては、読み上げを省略させていただきます。
頭から読み上げさせていただきます。

(案)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案(日本武道館)
について(意見)

第1 審議経過

本評価委員会では、平成29年12月22日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案(日本武道館)」「以下「評価書案」という。)について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は、この資料の3ページにあります。

第2 審議結果

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに、一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【主要環境(土壌)】

(土壌)

事前の調査において土壌汚染が確認されていることから、法令に基づき適切に対策を実施し、土壌汚染の拡散を防止すること。

【生態系(緑)】 【アメニティー・文化(自然との触れ合い活動の場、史跡・文化財)】は省略させていただきます。次のページになりますけれども、

【資源・廃棄物(水利用、廃棄物、エコマテリアル)】

(水利用)

現時点では雨水利用や循環水(中水)利用の計画はないとしていることから、これまでの雨水利用や循環水(中水)利用の検討過程を明らかにするとともに、環境保全措置を徹底し、より一層の上水利用の削減に努めること。

(廃棄物)

① 建設廃棄物の再資源化率に「建設リサイクル推進計画2014」（国土交通省）における目標値を設定しているが、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値も踏まえ、再資源化率のより一層の向上に努めること。

② 本館の改修工事において、多くの種類の建設廃棄物の発生が見込まれることから、これらの種類ごとの発生量や再資源化量等を予測した上で、発生量や再資源化の実績、適正処理の状況等をフォローアップ調査で報告すること。

（エコマテリアル）

建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】

（温室効果ガス、エネルギー 共通）

既存施設の実績から温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を算出し、これに新たな削減対策を行うことでより少なくなると予測していることから、この結果についてフォローアップで確認し報告すること。

以下は読み上げを省略させていただきます。

先ほども申し上げたとおり、3ページにつきましては付表となっております。

以上になります。

○柳会長 ただいまの説明について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読した案文のとおり、本委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で意見のかがみを配付してください。

（「かがみ」を配付）

○柳会長 それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

29東環評第6号

平成30年2月20日

東京都環境局長

和賀井 克夫 殿

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳 憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階

環境影響評価書案（日本武道館）について（意見）

平成29年12月22日付29環総政第712号で意見聴取があったこのこと
について、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げさせていただいたとおりになります。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいまのとおり評価委員会意見を東京都環境局長に提出することといたします。

最後に、議事の2「その他」ですが、事務局から何か報告事項等がありますか。

○臼井施設調整担当課長 1点、いただいておりました御質問に回答させていただければと思います。

12月22日の評価委員会におきまして、オリンピックアクアティクスセンターのフォローアップの報告書に関しまして、中杉委員より大気等への御質問がございまして、それについて担当より説明させていただきます。

○オリパラ準備局 昨年12月22日の評価委員会において、オリンピックアクアティクスセンターフォローアップ調査結果の工事用車両の走行に係る大気汚染物質についてのフォローアップ調査結果について御質問をいただきました。

大気汚染の予測結果とフォローアップ調査結果の比較によると、フォローアップ調査結果の方が低くなっているのはなぜかという御質問でした。

これに対しまして、予測に用いた浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は周辺常時監視測定局の一般局のデータを用いていますが、予測が0.023mg/m³であったのに対して、フォローアップ調査時のバックグラウンド濃度が0.012～0.014mg/m³と低い値となっていました。また、工事用車両については、周辺常時監視測定局のうち、自排局の濃度を調査し、既存資料

調査結果をフォローアップ調査結果としておりますが、今回用いた三ツ目通り辰巳測定局の浮遊粒子状物質の測定結果は、一般局と同様、経年で低下してきていること、区部の中でも低い値であったこと、またフォローアップ調査を行った2月が12カ月の中で一番低い値となり、予測結果との差になったものと考えております。

以上です。

○柳会長 ただいまの説明について、中杉委員、何かありますか。

○中杉委員 以前に細かく御説明をいただいていますので、了解しています。

○柳会長 ほかに何か御発言等がございますか。よろしいでしょうか。

これもちまして、本日の評価委員会を終了させていただきます。

(午前11時00分閉会)